第１号様式（第１条関係）

政　治　団　体　設　立　届

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 総務大臣 | 殿 |
| 愛知県選挙管理委員会 |

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ふりがな）名称 |  | 政治団体の区分 |
| □　政　党□　政党の支部□　政治資金団体□　政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体□　その他の政治団体□　その他の政治団体の支部 |
| 国会議員関係政治団体の区分 |
| □　政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体□　政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体□　政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体 |
| 目的 | 別紙のとおり | 組織年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 主たる事務所の所在地 | (〒　　　*－*　　　　　)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(℡　　　　　　　　　　　　　　) |
| 主たる活動区域 |  |
|  | (ふりがな) 氏名 | 住　　　　　所 | 生年月日 | 選任年月日 |
| 代表者 |  | (〒　　－　　　)(℡　　　　　　　　　　　) | 明･大･昭･平・　・ | 令和・　・ |
| 会計責任者 |  | (〒　　－　　　) (℡　　　　　　　　　　　) | 明･大･昭･平・　・ | 令和・　・ |
| 会計責任者の職務代行者 |  | (〒　　－　　　)(℡　　　　　　　　　　　) | 明･大･昭･平・　・ | 令和・　・ |
| 支部の有無 | □　　有□　　無 | 課税上の優遇措置の適用関係の有無 | □　　有□　　無 |
| 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 代表者である公職の候補者に係る公職の種類 |
|  |
| 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | (ふりがな) 公職の候補者の氏名 | 公職の候補者に係る公職の種類 |
|  |  |
| 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体 | (ふりがな) 主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名 | 主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類 |
|  |  |
| (ふりがな) 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名 | 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列4番とすること。

２　政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体

の名称を「（本部）何々」の例により記載すること。

３　「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

４　「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。

５　「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあっては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。

６　「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「愛知県名古屋市○区○○町1丁目1番1号○○会館○○号室」というように詳細に記載すること。

なお、県選挙管理委員会からの文書は、この所在地あてに郵送されます。

７　「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては、例えば、「全国」、「愛知県及び岐阜県」というように具体的に記載し、活動区域が愛知県内である政治団体にあっては、例えば、「愛知県」、「名古屋市」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあっては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「愛知県名古屋市○区○○町1丁目1番1号○○会館○○○の間」というように詳細に記載すること。

８　「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。

９　「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとするものにあっては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。

10　政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。